神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の旅費等に関する条例

平成19年1月24日 条例第10号

(趣旨)

第1条 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員その他の者で、公務のため旅行するときは、この条例の定めるところにより、旅費を支給する。

(旅費の計算)

第2条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務の都合又は天災その他やむを得ない事由でこれによって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅行日数)

- 第3条 旅行日数は、公務のため要した日数による。ただし、公務のため出張地に滞在した日数及び途中天災その他やむを得ない事由によって要した日数を除き、 鉄道又は軌道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルにつき1日の割合で通算した日数を超えることができない。
- 2 前項ただし書の場合において、1日未満の端数を生じたときはこれを1日とする。

(旅費の種類)

- 第 4 条 内国旅行の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、 食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。
- 第 5 条 鉄道賃は鉄道又は軌道旅行に、船賃は水路旅行に、航空賃は航空旅行に、 車賃は陸路旅行にこれを支給する。この場合において、陸路旅行とは、陸上の旅 行で鉄道又は軌道によらないものをいう。

(鉄道賃)

- 第6条 鉄道賃は、次の各号に従い、旅客運賃(以下本条において「運賃」という。)、 急行料金及び特別車両料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに座席指 定料金によりこれを計算する。
 - (1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による場合においては、上級の運賃
 - (2) 運賃の等級を設けない線路による場合においては、その乗車による運賃
 - (3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、次に該当する場合に限り、そ

- の乗車に要する急行料金
- ア 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上の もの
- イ 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道 5 0 キロメートル以上のもの
- (4) 第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
- (5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号 又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する特 別車両料金のほか、座席指定料金(普通急行列車を運行する線路による旅行で片 道100キロメートル以上のものに限る。)

(船賃)

第7条 船賃は、旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。)、寝台料金及び特別船 室料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに座席指定料金により鉄道賃 の例に準じてこれを計算する。

(航空賃)

第8条 航空賃は、特別の必要のために許可を受け、航空機により旅行する場合に 限りこれを支給し、旅客運賃によりこれを計算する。

(車賃)

- 第9条 車賃は、鉄道又は船舶の便のある区間の旅行については、これを支給しない。ただし、用務の性質上鉄道、軌道又は船舶により難い場合は、この限りでない。
- 第10条 車賃は、バスその他の交通機関により、片道1キロメートル以上旅行し た場合には、その実費を支給する。

(宿泊料及び食卓料)

- 第11条 日当、宿泊料及び食卓料は別表に掲げるところに従い、定額により、これを支給する。
- 第12条 日当は日数に応じ、宿泊料及び食卓料は夜数に応じて、これを支給する。
- 第13条 水路旅行及び航空旅行には、宿泊料は支給しない。ただし、天災その他 やむを得ない事由で上陸又は着陸して宿泊した場合は、この限りでない。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しく は航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料及び着後手当)

第14条 移転料及び着後手当は、職員が赴任を命ぜられ、住所又は居所を移転する場合に支給する。その支給額及び支給方法は、支給のつど国家公務員の例に準じて広域連合長が定める。

(扶養親族移転料)

第15条 扶養親族移転料は、職員の赴任に伴い扶養親族を移転する場合に、支給する。その支給額及び支給方法は、支給のつど国家公務員の例に準じて広域連合長が定める。

(外国旅行)

- 第16条 本邦と外国との間における旅行について支給する旅費の種類、額及び支給方法については、国家公務員の例に準じて広域連合長が定める。
- 第17条 同一地に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地に到着した日の翌日から起算し、滞在日数30日を超える場合にはその超過日数に付き定額の 1割、60日を超える場合にはその超過日数に付き定額の2割に相当する額を減ずる。
- 2 同一地に滞在中一時他の地に出張した場合の前項の期間は、前後の日数を通算したものによる。

(新たに任用された者等の旅費)

第18条 新たに任用又は採用するため招致された者には、新職相当の旅費を支給することができる。

(旅行中の年度経過等の区分計算)

第19条 旅行中に年度の経過、身分の変更等の事実が発生し旅費を区分して計算する必要がある場合には、事実発生後最初の到着地に到着した日をもってその路程を区分し計算する。

(退職者等の旅費)

- 第20条 旅行中退職又は休職となった者には、その者から旧任地までの前職又は 本職相当の旅費を支給することができる。ただし、刑事裁判又は懲戒処分により 解職された者は、この限りでない。
- 2 前項の場合の旅行日数は、第3条に定める路程の割合をもって計算した日数に

よる。

- 3 旅行中死亡したときは、前 2 項の規定に準じ旅費に相当する金額を遺族に支給 することができる。
- 第21条 事務引継、職務整理等のため退職又は休職となった者に出張を命じた場合には、前職又は本職相当の旅費を支給する。

(旅費の調整)

- 第22条 任命権者は、時宜により旅費の定額を減じ、又は旅費の全部若しくは一 部を支給しないことができる。
- 2 任命権者は、特別の事情により職員その他の者がこの条例の規定による旅費により旅行することが困難である場合には、広域連合長の承認を得て、旅費を増額することができる。
- 第23条 特別の必要により別表に定めていない者に旅費を支給する必要のあると きは、別表に準じて広域連合長がこれを定める。
- 第24条 国又は他の地方公共団体その他から旅費の支弁を受けるときは、この条 例に定める旅費はこれを支給しない。ただし、その旅費額がこの条例に定める旅費額より少ないときは、その差額を支給することができる。

(路程計算)

- 第25条 旅費の計算上必要な路程の計算は、国家公務員の例に準じて広域連合長が定める。
- 第26条 この条例の規定するものを除くほか、旅費の支給について必要な事項は、 別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年2月1日から施行する。

(適用除外)

2 特別職の職員以外の者については、広域連合長が特に認める場合を除き、当分の間、第6条第1項第1号中「上級」とあるのは「下級」として同号の規定を適用し、同項第4号の規定は適用しない。

別表(第11条、第23条関係)

区	分	日当	宿泊料	食卓料
		(1日につき)	(1 夜につき)	(1 夜につき)
広域連合長、	副広域			
連合長、監査委員、		3,000 円	15,000 円	3,000 円
選挙管理委員等				
上記以外の職員		2,500 円	13,000 円	2,500 円